

小林市公告第 3 9 号

市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び小林市財務規則（平成18年小林市規則第64号）第96条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

小林市長 宮原 義久



1. 入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（K S I 官公庁オークション）による。

（単位：円）

物件 番号	物 件 名	初度登録	予定価格	下見会（前日までに要予約） 別日程は要相談
		排気量(ℓ)	入 札 保 証 金	
2025 02	トヨタ小型バン平成13年式	平成13年 6 月	50,000	から まで 実施しない
	TB-EE103V	1.49ℓ	5,000	

2. 入札の方式

K S I 官公庁オークションを利用した一般競争入札を行う。入札参加手続等についてはK S I 官公庁オークションの小林市公有財産売却ページ（以下「K S I 小林市ページ」という。）において公開する。

3. 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、小林市ホームページから入手すること。

売却物件の詳細（注意事項及び入札条件を含む。）は、K S I 小林市ページにおいて公開する。

公開開始日時 令和 7 年 6 月 6 日（金曜日）午後 1 時

4. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 小林市が定める小林市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。
- (4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5. 入札参加申込

以下の(1)から(3)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込

K S I 官公庁オークションのWEBサイトで手続き（参加申込）をすること。

令和7年6月6日（金曜日）午後1時 から 令和7年6月23日（月曜日）午後2時 まで

(2) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10の金額とする。
- ② 入札保証金は、小林市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とする。
- ③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

(3) 本申込

- ①方法 仮申込の手続を完了した後、速やかに所定の書類を小林市財政課に提出する。提出書類は小林市ホームページで確認すること。
- ②期間 令和7年6月6日 から 令和7年7月8日 まで
持参の場合：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵便等の場合：期間内に必着すること

6. 入札期間及び方法

(1) 入札期間

令和7年7月8日（火曜日）午後1時 から 令和7年7月15日（火曜日）午後1時まで

(2) 入札方法

- ① 上記5の(1)から(3)までの全ての手続を完了した者は、K S I 官公庁オークションで入札（入札金額を入力）すること。
- ② 入札は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

7. 開札及び落札者の決定

- (1) 令和7年7月15日（火曜日）午後1時 以後に開札を行い、令和7年7月17日（木曜日）午後5時 までに確定する。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 落札者のID及び決定金額をK S I 官公庁オークションの当該物件ページに公開する。

8. 契約保証金の納付

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10の金額とし、落札者の納付した入札保証金を全額契約保証金に充当する。

9. 売買契約の締結

(1) 売買契約締結期間

令和7年7月22日(火曜日)午後5時 まで

- (2) 落札者が小林市の定める売買契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は、小林市に帰属する。

10. 売払代金の納付

- (1) 下記の納付期限内に、小林市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

納付期限： 令和7年7月29日(火曜日)午前10時

- (2) 納付期限までに納付がない場合は、契約保証金は、小林市に帰属する。
(3) 納付する金額は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

11. 物件の引渡し

売払代金の納付を小林市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用は、落札者の負担とする。

12. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札説明書(市ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13. その他

- (1) 入札参加者は、K S I 小林市ページ、市ガイドライン等を確認し、これらの条項を遵守すること。
(2) 契約締結後に小林市の責に帰することができない事由により滅失、毀損等が生じた場合、小林市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
(3) この公告、市ガイドライン等に記載する事項及び下見会にて確認した売却物件と整合しない事柄を発見しても、それを理由として落札の無効、契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
(4) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として小林市に支払わなければならない。
(5) 小林市の公務の都合上、入札(下見会)を延期又は中止する場合もある。

《問合せ先》

小林市役所 総務部 財政課

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

電話：0984-23-1114

メール：k_zaisei@city.kobayashi.lg.jp